

宇土市入札監視委員会 審議概要

【補足事項】

令和2年度第1回宇土市入札監視委員会定例会議について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念され会議を開催する状況ではないことから書面審議にて当該会議を実施した。

書面審議完了日		令和2年10月23日（金）	
場 所		書面審議にて実施	
回答者	委員会	村上 泰浩 委員長 伊藤 博士 委員 尾沢 安治郎 委員 中村 司 委員	
	市	指名等審査会委員， 事務局（財政課契約管財係，工事検査係）	
審議対象期間		令和2年2月1日～令和2年8月31日	
抽出案件		49(2)	(備考) “カッコ書き”内 は不調及び中止 件数。
一般競争入札		5(0)	
指名競争入札		41(2)	
1億円以上		0	
5千万円以上1億円未満		0	
1千万円以上5千万円未満		14(1)	
5百万円以上1千万円未満		8(0)	
3百万円以上5百万円未満		9(0)	
3百万円未満		10(1)	
随意契約 (予定価格130万円以上)		3(0)	
その他		0	
委員からの意見・質問，それに対する回答		意見・質問	回 答
		次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

1 入札制度及び対象期間内の工事について

【事務局より、入札制度について、また対象期間内に行った工事入札全般についての説明】

質問及び意見	回 答
<p>・市内業者の受注状況について 市内業者の件数及び金額の受注率が上昇しており良い結果といえる。</p> <p>・指名競争入札における業者選定について ①「馬之瀬町枝線公共柵新設工事【2回目】」では、土木 C ランクの指名競争入札を行い、45 社の指名となっている。他の土木 C ランクの指名競争入札案件では 14 社～18 社の指名であり、指名業者が多くなった理由は何か。 また、指名業者が 45 社いるのであれば、他の土木 C ランク案件において非指名とした業者がいるのではないか。非指名業者がいるのであればその理由は何か。</p> <p>②電気工事の指名競争入札において指名業者数が異なる理由は何か。</p>	<p>今後も市内業者の受注を最優先に考え、発注前には指名業者選定や入札参加資格要件、積算内容等の精査をして入札を実施する。</p> <p>①「馬之瀬町枝線公共柵新設工事」は、民間の住宅開発が行われ、開発後の家庭内汚水を下水道の幹線につなぐための公共柵設置を行うものであり、その工事を民間住宅の引渡し期限までに終える必要があった。 落札者が決定するまでに 2 回の発注を実施しており、1 回目の発注では土木 C ランク（土木 B ランク地元含む。）である全 15 社を指名し入札を行ったが、応札者がいなかったため入札不調となった。 2 回目の発注に際しては、民間住宅の引渡し期限が決まっているため、早急に発注する必要があり、1 回目の指名業者を含む全ての市内業者 45 社を指名したものである。 なお、このことにより他の案件での非指名業者の取り扱いはない。</p> <p>②電気工事については原則市内業者のみを指名しているが、高度な技術力を要する場合や特殊な事情がある場合は、例外として市外業者を指名することもある。市内業者で施工可能である場合は 9 社を指名しているが、市外業者を指名する場合は工事内容ごとに、その専門業者を選定することとしており指名業者数が異なる。なお、市外業者を指名する場合は、予定価格に応じた業者数の基準を設けている。 今回の対象期間内での電気工事は全 5 件であり、そのうち 2 件が市外業者のみを指名した案件である。その詳細は以下のとおりである。 《市外業者のみ指名》 1)「令和 2 年度 新開排水機場電気設備改修工</p>

<p>・ 随意契約案件について</p> <p>随意契約案件である「戸口配水池配水流量計取替修理」について、点検業者から見積徴取を行い、特命随意契約としているが、配水流量計の設計・製造業者から見積徴取をしない理由は何か。</p>	<p>事」</p> <p>2)「令和 2 年度 轟緑川第 1 排水機場電気設備改修工事」</p> <p>※どちらも排水機場のポンプ等の機器と連動する電気設備を改修するものであり、高度な技術力を要する工事のため、当該工事内容を専門としている指名願が提出されている業者のうち、同種の工事の実績のある市外業者を指名している。</p> <p>《市内業者のみ指名》</p> <p>1)「給食センター高電圧変電設備トランス交換工事」</p> <p>2)「小・中学校屋内運動場照明器具補強工事」</p> <p>3)「走瀉公民館調理室空調機新設工事」</p> <p>今回見積徴取をした業者は、本機器を設置した業者であり、通常の点検業務を委託している。</p>
---	---

2 指名停止措置等について

【事務局より、期間内の指名停止措置、指名回避措置についての説明】

質問及び意見	回 答
<p>指名停止措置及び指名回避措置の対応について、事案が減少していることはコンプライアンス重視が浸透しており良い結果といえる。</p>	<p>市内業者に対して入札制度説明会を年 1 回開催しており、今後も入札・契約制度の適正運用について啓発を実施していく。また、工事等の受注期間には受注者と工事担当者にて綿密な調整を行い、工事管理や安全管理を徹底する。</p>

3 抽出事案について

【事務局より、抽出事案3件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

	件名	入札等方式 (入札参加 業者数)	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
1	宇城広域連合消防本部・北 消防署新庁舎建設造成工事 《対象案件の中で、最も予 定価格が高く、落札率が 低かった案件》	一般競争 (申請 22 社) (応札 21 社)	<p>《工事概要》</p> <p>熊本地震により消防庁舎が被害を受け、庁舎を移転して建替えることとなり、令和元年度事業にて用地取得及び造成設計が完了したため、令和2年度事業にて造成工事を実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工面積 A=9,254 m² ・地盤改良工 1 式 ・プレキャスト L 型擁壁工 L=225.2m ・排水構造物工 L=389.3m (全工種含む。) ・調節池工 N=1 箇所 <p>なお、本件は「宇土市競争契約事務処理要領」第2条第3号の規定により、入札者が1者の場合でも取りやめないものとして発注した。</p> <p>《資格審査会による入札参加資格について》 以下は基本的要件以外の資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県内に、主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有すること。 ・経営事項審査における土木一式工事の総合評定値が 800 点以上であること。ただし、宇土市内に主たる営業所を有する業者は 700 点以上であること。 ・施工実績は求めている。 	75.69

	件名	入札等方式 (入札参加 業者数)	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
2	宇土市民会館大ホール特定 天井対策工事 《対象期間内の競争入札案 件の中で、最も落札率が高 かった案件》	指名競争 (8社)	「指名審査方針」による。 《工事概要及び指名業者選定理由》 宇土市民会館の大ホールは吊り天井であり、 特定天井に該当するため客席への落下防止策 工事を行うもの。 ・防護ネット柵設置工事 1式 ・直接仮設工事(内部仕上足場) 505㎡ ・既存客席他移設工事(取外し・再取付)1式 ・その他工事(既存カーペットクリーニン グ・客席クリーニング) 1式 業者選定については、市内の有資格者の中か ら本工事と同種工事(建築一式工事)の実績を 有するものを指名した。	98.96

	件名	入札等方式 (入札参加業者数)	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
3	令和2年度 準用河川船場川改修工事他3件 《対象期間内の競争入札案件の中で、落札率が2番目に低かった案件》	一般競争 (申請4社) (応札3社)	<p>《工事概要》</p> <p>本工事施工箇所の準用河川船場川は、護岸の老朽化が顕著であり、農地及び右岸側道路への影響が懸念されるため、河川改修を実施するものである。また、平成28年に発生した熊本地震により被災した市道南走・築籠線の災害復旧工事である3件を合冊し、執行するもの。</p> <p>《準用河川事業》</p> <p>「準用河川船場川」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工延長 L=26.0m ・コンクリート矢板打込み（兩岸）N=52枚 ・笠コンクリート設置（兩岸）L=49m ・コンクリート支梁設置 N=7本 ・既設橋梁設置撤去 N=1箇所 <p>《H28年災害復旧事業》</p> <p>「南走・築籠線(1)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧延長 L=92.5m ・アスファルト舗装（歩道部）A=139㎡ <p>「南走・築籠線(2)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧延長 L=110.5m ・アスファルト舗装（車道部）A=85㎡ ・アスファルト舗装（歩道部）A=197㎡ ・歩車道境界ブロック L=25m <p>「南走・築籠線(3)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧延長 L=7.5m ・コンクリートブロック積 A=33㎡ ・アスファルト舗装（車道部）A=25㎡ ・アスファルト舗装（歩道部）A=14㎡ <p>なお、本件は「宇土市競争契約事務処理要領」第2条第3号の規定により、入札者が1者の場合でも取りやめないものとして発注した。</p> <p>《合冊入札の経緯等について》</p> <p>本合冊入札の主体工事は、「準用河川船場川改修工事」であり、関連工事は、これまで6度の入札不調となっている「南走・築籠線(3)道路災害復旧工事他2件」となる。この関連工事は、準用河川船場川の河川沿いの道路復旧工事</p>	86.65

		<p>であり、工事施工場所が近隣であることや同じ工種の土木一式工事であること理由から主体工事と合冊することにより、円滑で適正な建設工事を実施することを目的としている。</p> <p>また、合冊入札を行うことにより、予定価格が 69,569,500 円（税込）と金額の大きい工事となり、受注者側の入札意欲の向上を図り、6 度の入札不調である関連工事を含めて、落札者を決定することも目的としている。</p> <p>《資格審査会による入札参加資格について》 以下は基本的要件以外の資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県内に、主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有すること。 ・経営事項審査における土木一式工事の総合評定値が 850 点以上であること。 ・施工実績については、「事業者にコンクリート矢板もしくは、鋼矢板の打込みの施工実績があること。」とした。 	
--	--	--	--

質疑内容

質問及び意見	回 答
<p>《抽出案件 1 関連》</p> <p>「宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設造成工事」において、失格した業者は、予定価格の事前公表や最低制限価格等の導入を分かっていたのにも関わらず、1 割以下の低価格で入札をしている。</p> <p>これは一種の入札妨害であり理由等は調査したのか。また、このような場合に注意や罰則等はないのか。</p> <p>《抽出案件 2 関連》</p> <p>「令和 2 年度 準用河川船場川改修工事他 3 件」の長期に渡る不調の原因は何か。また、再入札における動きがわからない。</p>	<p>該業者は、予定価格 174,332,000 円に対して 15,650,000 円での入札を行い、最低制限価格を下回っていたので失格となっている。当該業者に確認したところ、「桁を勘違いして入札した」との回答であり、意図的なものではないと考えている。</p> <p>当該業者は失格となり排除され、他の業者は適切に入札をしており特に支障はなく入札は成立し、適正なものとして執行している。このため、この件について罰則等はない。</p> <p>本件は、平成 29 年度から令和元年度にかけて 6 度の不調となった「南走・築籠線(3)道路災害復旧工事他 2 件」に令和 2 年度に発注を予定していた「準用河川船場川改修工事」を合冊発注したものである。</p>

《不調の原因について》

熊本地震以後、官民間わず災害復旧工事が相当数発注されたことや災害復旧工事後の通常工事の発注とも重なり、業者の手持ち工事が多く技術者不足が影響していたものと想定される。

また、今回合冊した「南走・築籠線(3)道路災害復旧工事他 2 件」は長期に渡り不調となっていたものであるが、本件は道路だけでなく河川と関連する工事であり、農繁期は農業用水を集水するために河川を堰き止めてあることから河川水位が上昇して工事がしにくいことや、海苔漁業に対する河川の汚染による影響も懸念される工事であることから工事が制約されること、さらには河川に並行して道路が通っており、交通量も多いことから工事施工時間にも制約を受けること等により入札参加意欲が低下していたものと想定される。

《対応について》

「南走・築籠線(3)道路災害復旧工事他 2 件」の再入札においては、最新単価の反映を行い、実情価格に合わせた積算の実施、施工現場の実情に応じた工期設定を行う等、発注する度に設計内容の見直しを実施してきた。

このように 6 度に渡り設計内容の見直し等を行い発注したが落札者が決定しなかったため、事業者の入札参加意欲が高まるよう工事現場に近い

「準用河川船場川改修工事」と合冊し、事業規模の見直しを行い発注した。これにより、予定価格が 5,000 万円を超えたため条件付一般競争入札となり、これまで市内業者での指名競争入札から、熊本県内に主たる営業所を有する業者が入札参加可能となるような条件を設定し、対象業者を広げて発注を行った。